

## 開 発 行 為 許 可 申 請 書

都市計画法第29条第1項の規定により、開発行為の許可を申請します。 年 月 日 水戸市長 様 許可申請者 住所  氏名	手数料	
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	m <sup>2</sup>
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	8 法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 許可に付した条件		
※ 許 可 番 号	年 月 日 第 号	

受 付 日 付 印	水 戸 市
-----------------------	-------

- 備考1 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。
- 3 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 4 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

## 開発行為許可申請添付図書一覧表

<添付書類>

No.	書類の名称	内容	備考
1	開発行為許可申請書		正本1部、副本1部
2	委任状	代理人の住所・氏名、電話番号、FAX番号及び資格（行政書士又は建築士）、委任事項、申請者の住所・氏名及び印	申請手続を委任する場合
3	設計説明書	1 設計説明書（市細則様式第1号） 2 新たに設置される公共施設の管理者等に関する書類（市細則様式第2号） 3 従前の公共施設の管理者等に関する書類（市細則様式第3号） 4 実測図に基づいて作成した公共施設の新旧対照図	※1、※3
4	法第32条第1項に規定する同意を得たことを証する書面	公共施設管理者の同意書（市細則様式第4号）	関係法令等による書面でも可
5	公共公益施設管理者との協議書		
6	開発区域となるべき土地の不動産登記法の地図等の写し	縮尺、方位、工事の施行区域（朱書）、転写場所、転写日、転写者の氏名	
7	開発区域となるべき土地の登記事項証明書		
8	権利者相当数の同意を得たことを証する書類	1 開発行為の施行等の同意書（市細則様式第5号） 2 権利者の印鑑証明書 3 開発区域内権利者一覧表（市細則様式第5号の2）	権利者の印鑑証明書は同意日前後3か月以内のもので可
9	申請者の氏名及び住所を証する書類	住民票の写し（世帯全員かつ続柄を記載した住民票の写し） 法人の登記事項証明書	個人の場合（自己用住宅の場合） 法人の場合
10	申請者の資力・信用を証する書類	資金計画書（省令別記様式第3号） 1 融資証明書又は残高証明書 2 工事見積書 納税証明書（前年度の未納の税額がないことの証明） 暴力団員等に該当しない旨の誓約書（参考様式）	※1、※2、※3 ※1、※2、※3 個人の場合は所得税、法人の場合は法人税 ※1、※2、※3 ※1、※2
11	工事施行者の能力を証する書類	1 法人の登記事項証明書 2 事業経歴書 3 建設業の許可を受けていることを証する書類の写し	※1、※2、※3
12	設計者の資格を証する書類	1 設計者の資格に関する申告書（市細則様式第6号） 2 最終学校の卒業証明書及び資格免許等を有することを証する書類の写し 3 設計経歴書（20ha以上の場合） 1 設計者の資格に関する申告書（水戸市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則様式第3号） 2 最終学校の卒業証明書及び資格免許等を有することを証する書類の写し	1ha以上の場合 次に掲げる工事を行う場合 ① 高さが5メートルを超える擁壁の設置 ② 盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置
13	防災計画に関する書類	工事の施行期間中の防災計画に関する書類	5ha以上の場合
14	計算書	雨水・汚水の流量計算、擁壁の構造計算、土量計算等	

15	法第34条各号に該当する開発行為であることを証する図書		別表
16	その他市長が必要と認める図書		

※1 自己居住用の場合は不要（盛土規制法の許可を要する工事を除く。）

※2 1ha未満の自己業務用の場合は不要（盛土規制法の許可を要する工事を除く。）

※3 0.1ha未満の場合は省略することができる。

※4 官公庁等が発行する書類については、申請日から3か月以内のものを添付すること。

<添付図面>

	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	開発区域位置図	縮尺、方位、開発区域（朱書）	1/50,000以上	都市計画図を使用
2	開発区域区域図	縮尺、方位、開発区域（朱書）	1/2,500以上	都市計画図を使用
3	案内図	縮尺、方位、開発区域（朱書）	1/3,000程度	住宅地図を使用
4	土地の求積図	縮尺、方位、開発区域全体、公共施設（道路後退部分を含む。）、各宅地の求積表	1/500程度	実測図による三斜法又は座標計算
5	現況図	縮尺、方位、地形、開発区域の境界、開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設並びに樹木又は樹木の集団及び切土又は盛土を行う部分の表土の状況	1/2,500以上	開発区域区域図と兼用可 等高線は、2メートルの標高差を示すものであること。 樹木若しくは樹木の集団又は表土の状況にあつては、規模が1ha以上の開発行為について記載すること。
6	土地利用計画図	縮尺、方位、開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状、出入口、敷地に係る予定建築物等の用途、公益的施設の位置、樹木又は樹木の集団の位置、緩衝帯の位置、形状及び幅員、のり面（崖を含む。）の位置及び形状、擁壁の位置及び種類	1/1,000以上	開発登録簿用の図面として別に1部提出すること。
7	造成計画平面図	縮尺、方位、開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分及び面積、のり面（崖を含む。）の位置及び形状、擁壁の位置、種類及び高さ、道路の位置、形状、幅員及び勾配、予定建築物等の敷地の形状及び計画高	1/1,000以上	切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときは、その部分を図示すること。
8	造成計画断面図	縮尺、方位、開発区域の境界、切土又は盛土をする前後の地盤面、計画地盤高	1/1,000以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
9	排水施設計画平面図	縮尺、方位、排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	1/500以上	
10	排水施設縦断図	マンホールの記号、種類・位置及び深さ、管渠の勾配、マンホール間の距離、管径、土被り、管底高、計画地盤高、地盤高	縦 1/100以上 横 1/500以上	必要と認める場合
11	排水施設構造図	縮尺、仕様、形状	1/50以上	

12	給水施設計画平面図	縮尺、方位、開発区域の境界、給水施設の位置、形状、内のり寸法、取水方法、消火栓の位置、予定建築物等の敷地の形状	1/500以上	自己居住用の場合は不要 排水施設計画平面図と兼用可
13	崖の断面図	縮尺、崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ）、切土又は盛土をする前の地盤面、小段の位置及び幅、崖面の保護の方法（石張り、芝張り、モルタルの吹付け等）	1/50以上	切土をした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超える崖、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1メートルを超える崖又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超える崖について作成すること。 擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は、示すことを要しない。
14	擁壁の断面図	縮尺、擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法、鉄筋の位置及び径、水抜穴の位置	1/50以上	
15	道路横断面図	縮尺、幅員構成、舗装構造、横断勾配、埋設管の位置、形状及び寸法	1/50以上	必要と認める場合
16	道路縦断面図	縮尺、側点、勾配、計画高、地盤高、単距離、追加距離、基準線（DL）	縦 1/100以上 横 1/500以上	必要と認める場合

※設計図（4～16）には、作成した者がその氏名を記載すること。

別表 法第34条各号に該当する開発行為であることを証する図書の例

法第34条の該当号とその理由	図書の名称	備考（明示すべき事項）	
1号～14号共通	1 建築物等の平面図	縮尺（1/100程度）、方位、建築物等の建築面積、床面積、求積図 縮尺（1/100程度）、方向（4面）、建築物等の高さ	
	2 建築物等の立面図		
	自己用住宅の場合	1 自己用住宅を建築する理由書（参考様式） 2 現住居の状況を示す書類	建物の登記事項証明書、建物の賃貸借契約書、入居証明書等
必要と認める場合	1 土地の権利関係を示す書類（いずれかを添付）	売買契約書、貸借契約書、贈与契約書・贈与者の印鑑登録証明書等	
1	公益上必要な建築物	1 事業計画書 2 連たん図	事業内容、雇用計画、駐車台数 都市計画図（1/2, 500）及び住宅地図
	日常生活に必要な物品の販売店舗等	1 事業計画書 2 個別法による免許等 3 連たん図	事業内容、収支内訳、提供品目、雇用計画、駐車台数 必要な場合 都市計画図（1/2, 500）及び住宅地図
2	鉱物資源、観光資源等の有効な利用上必要な施設	1 事業計画書	事業内容、雇用計画、駐車台数
4	農林漁業用建築物及び農林水産物の処理等に必要な施設	1 事業計画書 2 農林水産物の集出荷等に関する契約書等	事業内容、雇用計画、駐車台数

7	既存工場と密接な関連を有する施設	【密接関連事業者】 1 事業計画書 2 密接な関連を示す書類 3 既存工場の図面	事業内容、雇用計画、駐車台数 生産物の原料又は部品の取引の割合 建築物等の配置図、平面図、立面図
		【敷地拡張】 1 事業計画書 2 適法性を証する書類 3 理由書	事業内容、雇用計画、駐車台数 建物の登記事項証明書等 敷地を拡張せざるを得ない理由
8-2	開発不適地に存する施設の移転	1 事業計画書（住宅以外） 2 移転前の施設の状況を示す書類	事業内容、雇用計画、駐車台数 建物の登記事項証明書、除却する旨の確約書・印鑑証明書等
9	市街化区域内において建築等が困難又は不適当な施設	1 事業計画書	事業内容、雇用計画、駐車台数
11	条例で指定する土地の区域内における開発行為	1 事業計画書（住宅以外）	事業内容、雇用計画、駐車台数
12	条例で区域、目的等を限り定められた開発行為		
	市条例第6条第1項第1号（遊休宅地）	1 適法性を証する書類 2 連たん図	建物の登記事項証明書等 都市計画図(1/2, 500)及び住宅地図
	市条例第6条第1項第2号（既存集落）	1 出身要件を証する書類 2 連たん図	区域区分日前の本籍・住所、10年居住 都市計画図(1/2, 500)及び住宅地図
	市条例第6条第1項第3号（小規模既存集落）	1 出身要件を証する書類 2 連たん図 3 農用地区域図	区域区分日前の本籍・住所 都市計画図(1/2, 500)及び住宅地図
	市条例第6条第1項第4号（世帯分離）	1 申請者の戸籍謄本 2 適法性を証する書類 3 母屋の住民票の写し 4 全体配置図	母屋建物の登記事項証明書等 世帯全員かつ続柄を記載したもの 申請地及び母屋敷地
	市条例第6条第1項第5号（道路位置指定）	1 連たん図	都市計画図(1/2, 500)及び住宅地図
	市条例第6条第2項（指定区域内の大規模な工場施設等）	1 事業計画書	事業内容、雇用計画、駐車台数
14	開発審査会の議を経て許可する開発行為		
	提案基準1（有料老人ホーム）	1 事業計画書	事業内容、雇用計画、駐車台数、協力医療機関、協力歯科医療機関
	提案基準2（社寺仏閣）	1 事業計画書 2 信者の状況を示す図書	事業内容、雇用計画、駐車台数 50世帯以上の名簿及び分布図
	提案基準3（土地区画整理事業による移転）	1 事業計画書（住宅以外） 2 要件を証する書類	事業内容、雇用計画、駐車台数 移転の必要性
	提案基準4（廃棄物処理施設等）	1 事業計画書 2 個別法による許可等	事業内容、雇用計画、駐車台数 廃棄物部局との事前協議、建築基準法第51条ただし書の許可等
	提案基準5（福利厚生施設）	1 事業計画書	事業内容、雇用計画、駐車台数
	提案基準6（用途変更）	1 事業計画書 2 適法性を証する書類 3 理由書	事業内容、雇用計画、駐車台数 建物の登記事項証明書等 用途を変更しようとする理由
	提案基準7（既存工場施設等の敷地拡張）	1 事業計画書 2 適法性を証する書類 3 理由書	事業内容、雇用計画、駐車台数 建物の登記事項証明書等 敷地を拡張せざるを得ない理由
	提案基準8（地域振興に資する工場施設等）	1 事業計画書	事業内容、雇用計画、駐車台数
	包括承認基準1（指定既存集落）	1 出身要件を証する書類 2 指定既存集落区域図	区域区分日前の住所 3haの区域に24戸以上
	包括承認基準2（指定既存集落）	1 事業計画書 2 出身要件を証する書類 3 指定既存集落区域図	事業内容、雇用計画、駐車台数 区域区分日前の住所 3haの区域に24戸以上
	包括承認基準3（公共移転）	1 事業計画書（住宅以外） 2 移転補償契約書	事業内容、雇用計画、駐車台数 正本に写し、副本に原本

包括承認基準 5 (敷地拡張)	1 適法性を証する書類	建物の登記事項証明書等
包括承認基準 6 (用途変更)	1 要件を証する書類	建物の登記事項証明書等
包括承認基準 7 (使用者の変更)	1 事業計画書 2 適法性を証する書類 3 理由書	事業内容、雇用計画、駐車台数 建物の登記事項証明書等 使用者を変更しようとする理由
包括承認基準 8 (小規模作業所)	1 事業計画書 2 出身要件を証する書類 3 連たん図	事業内容、雇用計画、駐車台数 区域区分日前の住所等 都市計画図(1/2,500)及び住宅地図
包括承認基準 9 (浸水想定区域における 開発行為等)	1 事業計画書(住宅以外) 2 安全上及び避難上の対 策を示す図書	事業内容、雇用計画、駐車台数 居室の高床化、地盤面の嵩上げ、指定避 難所の位置、避難経路等
包括承認基準 10 (流通業務施設)	1 事業計画書	事業内容、雇用計画、駐車台数
包括承認基準 11 (運動・レジャー施設)	1 事業計画書	事業内容、雇用計画、駐車台数
包括承認基準 12 (介護老人保健施設)	1 事業計画書	事業内容、雇用計画、駐車台数、協力病 院、協力歯科医療機関
包括承認基準 13 (学校)	1 事業計画書	事業内容、雇用計画、駐車台数
包括承認基準 14 (医療施設)	1 事業計画書	事業内容、雇用計画、駐車台数
包括承認基準 15 (社会福祉施設等)	1 事業計画書	事業内容、雇用計画、駐車台数
包括承認基準 16 (調剤薬局)	1 事業計画書 2 個別法による免許	事業内容、雇用計画、駐車台数 薬剤師の免許
包括承認基準 17 (複合施設)	1 事業計画書	事業内容、雇用計画、駐車台数
包括承認基準 18 (既存宅地)	1 宅地要件を証する書類 2 連たん図	建物の登記事項証明書、区域区分日前の 航空写真、既存宅地確認の写し等 都市計画図(1/2,500)及び住宅地図

※1 官公庁等が発行する書類については、申請日から3か月以内のものを添付すること。

※2 設計図には、作成した者がその氏名を記載すること。

開発行為許可申請（小規模）添付図書一覧表

（自己用住宅）

1	開発行為許可申請書（省令別記様式第2） 正本1部、副本1部
2	委任状 代理人の住所・氏名、電話番号、FAX番号及び資格（行政書士又は建築士）、委任事項、申請者の住所・氏名及び印
3	自己用住宅を建築する理由書（参考様式）
	現住居の状況を示す書類 建物の登記事項証明書、建物の賃貸借契約書、入居証明書等 家族の状況のわかるもの 世帯全員かつ続柄を記載した住民票の写し 既存集落等で要件の確認が必要な場合…戸籍謄本等を適宜添付 （例）親族との関係…戸籍謄本 区域区分日前の本籍…改製原戸籍謄本 区域区分日前の住所、10年以上居住…改製原戸籍附票等
4	開発区域となるべき土地の登記事項証明書
5	公共施設管理者の同意書 道路工事施工承認書、道路占用許可書、排水設備接続許可書等
6	開発行為の施行等の同意書（市細則様式第5号） 権利者の印鑑証明書を添付
7	開発区域内権利者一覧表（市細則様式第5号の2）
8	土地の権利関係を示す書類 売買契約書、貸借契約書、贈与契約書・贈与者の印鑑登録証明書等
9	位置図（都市計画図1/20,000程度）、案内図（住宅地図）
10	連たん図（既存集落の場合） 住宅地図及び都市計画図（1/2,500） 宅地間距離及び連たんする住宅の番号記入
11	開発区域となるべき土地の不動産登記法の地図等の写し 縮尺、方位、工事の施行区域（朱書）、転写場所、転写日、転写者の氏名
12	土地の求積図（1/100程度） 縮尺、方位、開発区域全体、道路後退部分、実測図による三斜法又は座標計算
13	現況図及び造成計画図（1/100程度） ※土地利用計画図と兼用可 縮尺、方位、開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分及び面積、のり面（崖を含む。）の位置及び形状、擁壁の位置、種類及び高さ
14	土地利用計画図（1/100程度） 縮尺、方位、開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状、出入口
15	排水施設計画図（1/100程度） ※土地利用計画図と兼用可 縮尺、方位、開発区域の境界、排水区域の区域界、給排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置、放流先の名称
16	排水施設構造図 縮尺、仕様、形状、雨水及び汚水の流量計算
17	擁壁の断面図（1/50程度） 縮尺、擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法、鉄筋の位置及び径、水抜穴の位置、擁壁の構造計算等
18	建築物の平面図（1/100程度） 縮尺、方位、建築物の建築面積、床面積、求積図
19	建築物の立面図（1/100程度） 縮尺、方向（4面）、建築物の高さ
20	開発登録簿用の図面 土地利用計画図（A3で1部）
21	申請者の資力・信用を証する書類（盛土規制法のみなし許可である場合） 暴力団員等に該当しない旨の誓約書（参考様式）
22	その他市長が必要と認める図書 （例）埋蔵文化財包蔵地…水戸市教育委員会教育長からの通知 水路の占用…法定外公共物占用等許可書

※1 官公庁等が発行する書類については、申請日から3か月以内のものを添付すること。

※2 設計図（12～20）には、作成した者がその氏名を記載すること。

開発行為許可申請（小規模）添付図書一覧表

（店舗：法第34条第1号）

1	開発行為許可申請書（省令別記様式第2）	正本1部、副本1部
2	委任状	代理人の住所・氏名、電話番号、FAX番号及び資格（行政書士又は建築士）、委任事項、申請者の住所・氏名及び印
3	住民票の写し又は法人の登記事項証明書	
4	事業計画書	事業内容（店舗名、業種、規模、営業時間等）、収支内訳（周辺集落から見込みで算出）、提供品目（品名及び料金表）、雇用計画、駐車台数
5	個別法による免許等	必要な場合
6	開発区域となるべき土地の登記事項証明書	
7	公共施設管理者の同意書	道路工事施工承認書、道路占用許可書、排水設備接続許可書等
8	開発行為の施行等の同意書（市細則様式第5号）	権利者の印鑑証明書を添付
9	開発区域内権利者一覧表（市細則様式第5号の2）	
10	土地の権利関係を示す書類	売買契約書、貸借契約書、贈与契約書・贈与者の印鑑登録証明書等
11	位置図（都市計画図1/20,000程度）、案内図（住宅地図）	
12	連たん図	住宅地図及び都市計画図（1/2,500） 宅地間距離及び連たんする住宅の番号記入
13	開発区域となるべき土地の不動産登記法の地図等の写し	縮尺、方位、工事の施行区域（朱書）、転写場所、転写日、転写者の氏名
14	土地の求積図（1/100程度）	縮尺、方位、開発区域全体、公共施設（道路後退部分を含む。）、各宅地の求積表、実測図による三斜法又は座標計算
15	現況図及び造成計画図（1/100程度）	※土地利用計画図と兼用可 縮尺、方位、開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分及び面積、のり面（崖を含む。）の位置及び形状、擁壁の位置、種類及び高さ
16	土地利用計画図（1/100程度）	縮尺、方位、開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状、出入口、駐車スペース
17	排水施設計画図（1/100程度）	※土地利用計画図と兼用可 縮尺、方位、開発区域の境界、排水区域の区域界、給排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置、放流先の名称
18	排水施設構造図	縮尺、仕様、形状、雨水及び汚水の流量計算
19	擁壁の断面図（1/50程度）	縮尺、擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法、鉄筋の位置及び径、水抜穴の位置、擁壁の構造計算等
20	建築物の平面図（1/100程度）	縮尺、方位、建築物の建築面積、床面積、求積図
21	建築物の立面図（1/100程度）	縮尺、方向（4面）、建築物の高さ
22	開発登録簿用の図面	土地利用計画図（A3で1部）
23	申請者の資力・信用を証する書類（盛土規制法のみなし許可である場合）	暴力団員等に該当しない旨の誓約書（参考様式）
24	その他市長が必要と認める図書	（例）埋蔵文化財包蔵地…水戸市教育委員会教育長からの通知 水路の占用…法定外公共物占用等許可書

※1 官公庁等が発行する書類については、申請日から3か月以内のものを添付すること。

※2 設計図（14～22）には、作成した者がその氏名を記載すること。

開発行為許可申請（小規模）添付図書一覧表

（その他の場合で最低限必要なもの）

1	開発行為許可申請書（省令別記様式第2）	正本1部、副本1部
2	委任状	代理人の住所・氏名、電話番号、FAX番号及び資格（行政書士又は建築士）、委任事項、申請者の住所・氏名及び印
3	住民票の写し又は法人の登記事項証明書	
4	開発区域となるべき土地の登記事項証明書	
5	公共施設管理者の同意書	道路工事施工承認書、道路占用許可書、排水設備接続許可書等
6	開発行為の施行等の同意書（市細則様式第5号）	権利者の印鑑証明書を添付
7	開発区域内権利者一覧表（市細則様式第5号の2）	
8	土地の権利関係を示す書類	売買契約書、貸借契約書、贈与契約書・贈与者の印鑑登録証明書等
9	位置図（都市計画図1/20,000程度）、案内図（住宅地図）	
10	開発区域となるべき土地の不動産登記法の地図等の写し	縮尺、方位、工事の施行区域（朱書）、転写場所、転写日、転写者の氏名
11	土地の求積図（1/100程度）	縮尺、方位、開発区域全体、公共施設（道路後退部分を含む。）、各宅地の求積表、実測図による三斜法又は座標計算
12	現況図及び造成計画図（1/100程度）	※土地利用計画図と兼用可 縮尺、方位、開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分及び面積、のり面（崖を含む。）の位置及び形状、擁壁の位置、種類及び高さ
13	土地利用計画図（1/100程度）	縮尺、方位、開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状、出入口、駐車スペース
14	排水施設計画図（1/100程度）	※土地利用計画図と兼用可 縮尺、方位、開発区域の境界、排水区域の区域界、給排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置、放流先の名称
15	排水施設構造図	縮尺、仕様、形状、雨水及び汚水の流量計算
16	擁壁の断面図（1/50程度）	縮尺、擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法、鉄筋の位置及び径、水抜穴の位置、擁壁の構造計算等
17	建築物の平面図（1/100程度）	縮尺、方位、建築物の建築面積、床面積、求積図
18	建築物の立面図（1/100程度）	縮尺、方向（4面）、建築物の高さ
19	開発登録簿用の図面	土地利用計画図（A3で1部）
20	申請者の資力・信用を証する書類	暴力団員等に該当しない旨の誓約書（参考様式）
21	その他市長が必要と認める図書	（例）埋蔵文化財包蔵地…水戸市教育委員会教育長からの通知 水路の占用…法定外公共物占用等許可書

※1 登記事項証明書、不動産登記法の地図等の写し、住民票の写し、戸籍謄本等は3ヶ月以内  
 ※2 設計図（11～19）には、作成した者がその氏名を記載すること。